

平成25年3月1日

「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時の確認について

平成25年4月1日より、「犯罪収益移転防止法」の改正に伴い、口座開設等の際に、従来のお客さまの本人確認事項[お名前、ご住所、生年月日等]に加え、「お取引を行う目的」、「ご職業」、「事業内容」などの確認も必要となります。お手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

詳しくは、一般社団法人全国銀行協会の「お取引時の確認について」、「お客さまの確認に関するお願い」をご覧ください。

[「お取引時の確認について」\(PDF\)](#)

[「お客さまの確認に関するお願い」\(PDF\)](#)

以上